

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290925071	29年9月25日	29年10月19日	30年1月15日	産業廃棄物の電子マニフェスト登録期限の見直しについて	<p>【具体的内容】 電子マニフェストの登録期限は、「廃棄物の引渡しから3日以内」とされているが、「3日以内」から「土曜日・日曜日・祝日」を除くこと。</p> <p>【提案理由】 ・産業廃棄物処理法において、排出事業者の電子マニフェストの登録期限は、「廃棄物の引渡しから3日以内」(産業廃棄物処理法第12条の5第2項、同規則第8条の31)の3)とされている。 ・産業廃棄物の管理上、本社管理部門において、自社の排出事業場と収集運搬業者の双方に排出発行の承認をした後に、電子マニフェストの登録を行っているケースがあり、産業廃棄物の引渡しの日時によっては、登録遅延が発生する事象が生じ得る。 ・2016年度の提言に対して、「検討に着手」する旨の回答がされているが、着手時期、検討状況等を明らかにし、早急に提案内容を実現すること。</p>	公益社団法人リソース事業協会	環境省	<p>産業廃棄物処理法第12条の5第2項により、電子マニフェストを用いる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合において、運搬受託者及び処分受託者から情報処理組織を使用し、情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨を報告することを求め、かつ、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物を引き渡した後環境省令で定める期間内に、電子情報処理組織を使用して当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を情報処理センターに登録したときは、産業廃棄物管理票を交付することを要しないこととなっています。そして環境省令で定める期間については、産業廃棄物処理法施行規則において3日とされています。</p>	産業廃棄物処理法第12条の5第2項、産業廃棄物処理法施行規則第8条の31の3	対応	<p>電子マニフェストの登録期限については、平成29年2月に取りまとめられた「廃棄物処理制度の見直しの方向性」(中央環境審議会意見書)において、電子情報処理組織への登録期限の見直しについて検討すべきとされたところである。 また、平成29年6月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正され、特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者に対して電子マニフェストの使用が義務化された。これらを踏まえ、産業廃棄物を引き渡した後情報処理センターへの登録期限を「土曜日祝日を除き3日間」とすることについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案等に対するパブリックコメント手続(平成29年11月14日～12月13日)を行ったところである。ただし、適正処理の確保の観点から、原則としては予約登録機能も活用し、速やかに登録することが望ましいと考えています。</p>	
290925072	29年9月25日	29年10月19日	30年1月15日	総合リース会社の産業廃棄物の処分委託及び再委託について	<p>【具体的内容】 全国に物件を所有している総合リース会社について、廃棄物の受託と適正な許可を取得している処分業者への再委託が可能な制度を新設する。</p> <p>【提案理由】 ・総合リース会社においては、多種多様な物件を全国の顧客にリースしていることからリース終了時に物件の特性に応じて適正な処分を実施しており、廃棄と判断した物件に関しては処分許可を有する処分業者を選定して委託し、適正に廃棄処分を行っている。 ・顧客からリース会社に対して、リース物件以外の自己所有している物件についても処分を委託したいとの要請があった場合、リース会社がその処分を受託して、リース終了物件と同様に物件に応じて再使用可能な物件は中古品として再販し、再販不能な場合は物件に応じてその処分許可を保有している業者に再委託することが出来る制度を新設することを提案する。 ・現状、顧客においては、廃棄処分について不慣れな事例も多々あり、この提案が実現されることにより、不適切な処分を未然に防止することができ、安易な廃棄から中古品(再販品)として物件の再利用が促進され、運搬回数を削減することで運搬に伴う排ガス等の発生抑制等も促進される。</p>	公益社団法人リソース事業協会	環境省	<p>産業廃棄物の処理については、産業廃棄物処理法第11条に「事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託しなければならない」とされています。 このため、本件におけるリース会社の顧客から産業廃棄物処理に係る許可を受けていない総合リース会社に対して産業廃棄物の運搬又は処分を委託することはできません。 なお、産業廃棄物の処理の再委託とは、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者が排出事業者から委託を受けた産業廃棄物の処理を他人に委託してはならないことと産業廃棄物処理法で規定されており、産業廃棄物処理に係る許可を受けていない総合リース会社が処分業者へ産業廃棄物の処理を委託することは該当しないものです。</p>	産業廃棄物処理法第11条、第12条の5第2項、第14条第1項、第14条第5項、第14条第6項	対応不可	<p>廃棄物について、その移動や保管その他の取扱ひそのものを管理する必要性があるのは、取引価値がないこと等により不要であるために放置されるなどごんざいに扱われ、それが原因で環境保全上の支障を生じる可能性を帯びているためであり、不適正処理が後を絶たない現状、それに伴う住民の不快感が払拭されていない現状にかんがみ、環境保全の観点を重視し、不要物であるリサイクル可能物を含め、不要物全体を廃棄物として制度的な管理の下に置くことが必要であると考えております。このため、産業廃棄物の処理の委託を受けるに当たっては、産業廃棄物処理法第14条第1項又は同第5項若しくはいずれもの規定にあるとおり、産業廃棄物処理に係る許可を受けていただき、処理基準に従って適正に処理をしていただくべきと考えております。</p>	
290926004	29年9月26日	29年10月19日	30年1月15日	産業廃棄物収集運搬業者許可申請手続等の合理化	<p>産業廃棄物収集運搬業者の許可権を有する115都道府県等(政令指定都市、中核市を含む)ごとに許可申請手続に関する書類の書式がそれぞれ異なり、特に、添付書類等に至っては廃棄物処理法、施行規則に定めのないものも数多く、申請事業者は、これらに対応するため煩雑な事務処理を強いられています。そこで、合理性に乏しい書類書式、添付書類の不統一をなくし、可能な限り全国統一のものにしていただくべく提案します。 なお、建設リサイクル法の「解体工事業」登録では、全国的に書式、添付書類がかなり統一されており、不可能ではないと思われます。</p>	日本行政書士会連合会	環境省	<p>産業廃棄物収集運搬業者許可申請、同更新許可申請、同事業範囲変更許可申請、特別管理産業廃棄物収集運搬業者許可申請、同更新許可申請、同事業範囲変更許可申請の添付書類については、平成18年3月31日付付環境省発第060331001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課発通知「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成17年3月26日閣議決定)において平成17年度中に講ずることとされた措置(産業廃棄物処理法の適用関係)について「通知」において、その様式を示していますが、都道府県等によっては、当該様式を一部変更している場合等があります。</p>	産業廃棄物処理法施行規則第9条の2、第10条の9、第10条の12、第10条の22	対応	<p>産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物収集運搬業者に係る許可申請の添付書類の様式について、産業廃棄物処理法施行規則において新たに定めました(平成29年4月28日 公布・通知、同年10月1日 施行)。</p>	
290928040	29年9月28日	29年11月6日	30年2月5日	電子マニフェスト運用ルール見直しについて	<p>現在電子マニフェスト制度の運用ルールでは、排出事業者のマニフェスト登録期限は3日以内と定められているが、実務上、対応する期間が短く苦慮している。排出事業者のマニフェスト登録期限について見直しをご検討いただきたい。</p>	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	環境省	<p>産業廃棄物処理法第12条の5第2項により、電子マニフェストを用いる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合において、運搬受託者及び処分受託者から情報処理組織を使用し、情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨を報告することを求め、かつ、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物を引き渡した後環境省令で定める期間内に、電子情報処理組織を使用して当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を情報処理センターに登録したときは、産業廃棄物管理票を交付することを要しないこととなっています。そして環境省令で定める期間については、産業廃棄物処理法施行規則において3日とされています。</p>	産業廃棄物処理法第12条の5第2項、産業廃棄物処理法施行規則第8条の31の3	対応	<p>電子マニフェストの登録期限については、平成29年2月に取りまとめられた「廃棄物処理制度の見直しの方向性」(中央環境審議会意見書)において、電子情報処理組織への登録期限の見直しについて検討すべきとされたところである。 これらを踏まえ、産業廃棄物を引き渡した後情報処理センターへの登録期限を「土曜日祝日を除き3日間」とすることについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案等に対するパブリックコメント手続(平成29年11月14日～12月13日)を行ったところである。ただし、適正処理の確保の観点から、原則としては予約登録機能も活用し、速やかに登録することが望ましいと考えています。</p>	



# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △：再検討の必要を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
291227009	29年12月27日	30年1月16日	30年3月9日	特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の使用廃止届出の緩和	特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の使用廃止届出について、老朽更新に伴う届出については、構造等変更届出(七条)の扱いとする。 ＜理由＞ ・老朽更新については、新施設の設置届出(五条)を60日前までに、使用廃止届出は廃止後30日以内に行うため、設置届出の際は新旧施設の記載が届出資料で生じる。煩雑になる。 ・有害物質使用特定施設の使用廃止については、更新後同様の有害物質を使用し、同様の使用方法であっても土壌汚染防止法の第三条(土壌汚染状況調査)の対応が必要となる。	石油化学工業協会	環境省	水質汚濁防止法第5条、第7条、第9条、第10条、土壌汚染対策法第3条第1項	対応不可	老朽化した特定施設等に該当する施設の更新に際し、旧施設の使用を廃止して、新規に施設を設置する場合には、旧施設について構造等の変更ではなく、水質汚濁防止法第10条に基づき、廃止の届出を行うことが必要です。 ご提案のような制度の運用を行った場合、新設の施設に対して本来適用されるべき構造基準等が適用されず、既設の施設に対する基準が適用される場合があることから、現行のとりの運用とすることが適当です。 なお、土壌汚染対策法においては、当該土地において有害物質使用特定施設を廃止し、その跡地に有害物質使用特定施設を新設し、引き続き工場又は事業場の敷地として利用等される場合は、同法第3条第1項の調査は一時的に免除されることがあります。		
291227010	29年12月27日	30年1月16日	30年3月9日	水質総量削減制度に基づく総量規制基準の適用方法の見直しについて	(1)規制の現状 人口、産業の集中等による汚濁が著しい広域的閉鎖性海域の水質汚濁を防止するため、「水質汚濁防止法」及び「瀬戸内海環境保全特別措置法」に基づき、指定水域及び指定地域に事業場を持つ事業者は、排水中の汚濁物質(COD、窒素、りん)について発生源別及び都道府県別に定められる総量規制基準の適用を受け、事業場毎に一日当たりの排水中への汚濁物質排出量に制限を受けている。 また、排水量が一日当たり50㎡以上の事業場は、特定事業場として汚濁物質の排出量を定期的に測定し、都道府県知事に対する報告義務を負っている。 (2)要望理由 石油化学事業者は環境基準遵守のため、これまでにも個々に排水処理設備への投資や、製造プロセスの改良による系外への汚濁物質の排出抑制に取り組んできている。 昨今、国内ではエチレンプラントの停止や、海外移転による国内製造設備の停止によって排水の総量が減少し、それに伴い汚濁負荷も減少する事業者が出てきている。 一方、事業再構築による設備の集約や、事業者間連携による設備統合を計画した場合、現状の事業場単位で排出基準値を設定する規制手法では、全体で見れば汚濁物質の排出量は減少するものの、個別の事業場で見ると排出基準値を上回ってしまうケースが出てくるが、計画の認可が得られない場合は、当該指定水域及び指定地域の総量規制を担う都道府県次第となり、予見可能性が低いいわざるを得ない。 (3)要望の具体的内容 特定事業場では汚濁物質の排出量を測定し、当該水域に排出する汚濁負荷量を把握していることから、複数の特定事業場が連携してこれまでの個々の事業場における汚濁負荷量の和を下回る範囲において、特定の事業場における設備の新増設や既存設備を用いた増産を行う場合は、一部の事業場で従前の汚濁負荷量を上回る場合であっても、適法とする仕組みを導入することを要望する。	石油化学工業協会	環境省	水質汚濁防止法第4条の2、第4条の3、第5条、第7条、第8条の2、第9条、第12条の2 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条、第6条、第8条、第12条の3	現行制度下で対応可能	左記のとおり、都道府県知事は、総量削減計画を策定し、同計画に基づき総量規制基準を設定・運用しています。これは、水質汚濁防止法の具体的な運用については都道府県レベルにおいて対策を総合的に実施していくことが妥当であるとの観点から総量削減計画の策定主体を都道府県知事とし、また、同計画を達成する上では、その地域、業種の実態等によって、必ずしも一律的な基準を設けることが適当ではなく、同計画の達成の任に当たると都道府県知事が地域の実態に応じた措置をとれるよう、総量規制基準の設定主体も都道府県知事としたものです。 特定施設の構造等の変更の届出があった場合は、事業場ごとに総量規制基準の適合性が判断されますが、提案内容に記載された運用を認めるかどうかは、上記のとおり、都道府県知事が地域の実態等に応じて総合的に判断することになります。このため、提案内容に記載された事例への対応について、国が一律に取扱いを決めることは適当ではないと考えております。 つきましては、提案内容に記載された事例については、汚濁負荷量が全体として減少することなど、総量削減計画の達成に資することを、関係都道府県に対し、丁寧に説明していただくことが重要と考えております。		
300220010	30年2月20日	30年3月13日	30年4月20日	自社敷地内における集積場までの廃棄物運搬時の委託基準およびマニフェスト交付義務の非適用の明確化	【提案の具体的内容】 公道のない自社敷地内における集積場までの廃棄物の運搬を第三者に委託する場合に、委託基準の遵守やマニフェストの交付を求める都道府県等がある。都道府県等ごとに異なる指導が事業者にとって負担となっており、自社敷地内における廃棄物運搬時には、委託基準およびマニフェスト交付義務は非適用となることを環境省が明示すべきである。 【提案理由】 自社敷地内の集積場まで産業廃棄物を運搬する行為は、敷地内において産業廃棄物を排出場所から保管場所まで移動し集積させたに過ぎず、廃棄物処理法に規定する「産業廃棄物の運搬」には当たらない。したがって、委託基準は適用されず、また、マニフェスト交付義務も適用されないはずである。例えば、大府府のホームページには、委託基準非適用・マニフェスト交付義務非適用となることが明記されているが、異なる指導を行う都道府県等がある。	(一社)日本経済団体連合会	環境省	廃棄物処理法第12条第5項	現行制度下で対応可能	個別具体的な事例における法の運用については、廃棄物処理法の目的である生活環境保全等の観点から、個別事例に応じ、都道府県等が判断することとなります。		

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(○、◎、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300220011	30年2月20日	30年3月13日	30年4月20日	一般廃棄物と産業廃棄物を混合処理する場合の扱いの明確化	<p>【提案の具体的内容】 処理施設の効率的な稼働を促進するため、一般廃棄物と産業廃棄物の混合処理を推進する観点から、「混合処理する場合の市町村と排出事業者の責任の区分」や「混合処理後の残渣の取扱い方法」について、国が統一見解を明示すべきである。</p> <p>【提案理由】 人口減少や地方の財政管理が深刻な問題となるなか、廃棄物処理施設の効率的な稼働は、わが国にとって重要な課題となっている。廃棄物処理法には、一般廃棄物と産業廃棄物の両方の許可を持つ処理施設における一般廃棄物と産業廃棄物の混合処理を禁ずる条項はない。しかしながら、自治体や、市町村と排出事業者の責任を厳密に区分するよう指導を行うために、実質的に混合処理が認められない事例は多い。「混合処理する場合の市町村と排出事業者の責任の区分」や「混合処理後の残渣の取扱い方法」が明確になることで、一般廃棄物と産業廃棄物の混合処理が進み、処理施設の効率的な稼働に寄与する。</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省	廃棄物処理法において、一般廃棄物については市町村の統括的な責任の下、産業廃棄物については排出事業者責任の下、それぞれ処理されており、混合処理においても、これらの処理責任が果たされるよう適正に処理される必要があります。また、混合処理後の残さについて、一般廃棄物も一般廃棄物として、産業廃棄物は産業廃棄物として、適正に処理される必要があります。	廃棄物処理法第6条の2、第11条	現行制度下で対応可能	「制度の現状」とおり、現行制度上、一般廃棄物と産業廃棄物の混合処理に係る国の見解は明確です。なお、必要な許可を取得した上で、同一施設において一般廃棄物及び産業廃棄物を処理するケースはあり、この場合、一般廃棄物及び産業廃棄物の管理を明確に区分し(例、時間を分ける)、計画的な処理を行い、法を適切に運用されていると承知しております。	
300220012	30年2月20日	30年3月13日	30年5月15日	廃棄物処理法の手続きにおける住民票・登記事項証明書等の省略	<p>【提案の具体的内容】 廃棄物処理法は、廃棄物処理業の許可申請・変更届出、廃棄物処理施設の設置申請・変更届出において添付が必要とされている書類が多く、事務負担が大きい。マイナンバーや法人番号等を活用し、住民票や登記事項証明書などを行政が保有している情報については、添付書類の提出を速やかに不要とすべきである。また、その実現にあたっては、役員のマイナンバー情報を企業側に求めないことを前提として、法人番号から対象役員のマイナンバーを入手する等、行政側での手続きをワンストップ化を検討いただきたい。</p> <p>【提案理由】 月に政府が策定した「デジタル・ガバメント実行計画」には、ワンストップの原則に基づき、マイナンバーや法人番号等を活用し、すでに行政が保有している情報は、添付書類の提出を原則不要とするの方針が盛り込まれた。資源を有効に活用する観点から、廃棄物処理法に関する手続きにおいて必要とされている添付書類について、環境省は率先してその省略を実現すべきである。その実現にあたっては、企業の担当者が役員のマイナンバー情報を管理することを避ける等、個人情報管理に対する安全措置に留意した手続きを検討することが重要である。</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省	廃棄物処理法においては、産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置に係る許可申請等の際に役員の住民票や、法人の登記事項証明書を添付する必要があります。	廃棄物処理法第14条、同法第14条の2、同法第15条の2の6、同法施行規則第9条の2、同法施行規則第10条の4、同法施行規則第10条の10、同法施行規則第11条、同法施行規則第12条の10	検討を予定	産業廃棄物処理業等の電子申請の推進については、平成29年2月に取りまとめられた「廃棄物処理制度の見直し方向性(意見具申)」において、許可申請等の負担軽減や合理化について、より便利で利用者負担の少ない行政サービスの提供や行政運営の効率化の観点から、電子申請の活用を進めるべきであるとされました。行政機関に一度提出した情報の再提出の原則不要(ワンストップ)の実現等、デジタル・ガバメント実行計画を具体化するための政府全体の取組状況を踏まえつつ、申請様式も含めた電子化の検討を行ってまいります。	○
300220013	30年2月20日	30年3月13日	30年4月20日	県外産業廃棄物流入規制の見直し	<p>【提案の具体的内容】 都道府県等による県外産業廃棄物の流入規制の見直しを要する。また、速やかに都道府県等による県外産業廃棄物の流入規制を見直す必要がある。</p> <p>【提案理由】 廃棄物処理法の規定にはないが、産業廃棄物を県外に搬出する場合、搬入先の都道府県等の多くにおいて条例・指導要綱に基づく事前協議が必要とされており、その申請、許認可の取得に多くの時間、労力を費やされている。また、事前協議の内容(対象産業廃棄物、提出書類等)が都道府県等ごとに異なる場合があり、同一の処理を行うにもかかわらず、都道府県等によって判断が異なる場合があり、事業者による広域的かつ効率的な廃棄物処理、リサイクルの阻害要因となっている。このため経団連は、長年にわたり要望を継続してきた。昨年度の規制改革ホットラインでは、環境省から、「流入規制については、中央環境審議会において行われている廃棄物処理法の見直しにおいて審議されており、廃棄物の効率的な処理の推進という観点から、都道府県等が独自に行っている流入規制について、その背景と実態を把握した上で、流入規制のあり方次第では、廃棄物の円滑で適正な処理を阻害するそれがあることを速知等により周知することを含め、必要な措置を検討してまいります。また、関係者による意見交換等の場の設定等、必要に応じた改善が可能になるよう、意見交換の場があり、意見交換のテーマやその参加者も含めて検討してまいります。」との回答を得た。しかしながら、現時点で改善は見られない。速やかに、必要な措置を講じるべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省	「廃棄物処理法等の一部改正について」(平成9年12月26日付け衛環318号厚生省生活衛生局水道環境部長通知)において、「従来、法による規制を補充すること等を目的として、多くの都道府県及び政令市において要綱等に基づき独自の行政指導が行われてきたことと承知しているが、各都道府県及び政令市におかれては法改正及び基準強化の趣旨、目的等を踏まえ、改正された法に基づく規制の円滑な施行に努められるとともに、周辺地域に居住する者等の同意を事実上の許可要件とする等の法に定められた規制を越える要綱等による適用については、必要な見直しを行うことにより適切に対応されたい。」とお示ししているところです。	廃棄物処理法	検討し着手	平成29年2月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性(意見具申)」において、流入規制については、「背景と実態を把握した上で、流入規制のあり方次第では、廃棄物の円滑で適正な処理を阻害するそれがあることを通知等により周知するなど、必要な措置を講じる必要がある。」関係者による意見交換等の場の設定等、必要に応じた改善が可能になるよう、意見交換の場があり、意見交換のテーマやその参加者も含めて検討するべきである。」旨の指摘を、受けているところです。同意見具申を踏まえ、必要に応じた改善が可能になるよう、関係者による意見交換等の場の設定等について、その場の時期、議題、参加者等の具体的な内容について関係者と調整を行っているところであり、平成30年度を目途に意見交換等の場の設定等を行うこととしております。	△

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300220014	30年2月20日	30年3月13日	30年4月20日	廃棄物処理法における役員等の範囲から「資金運用のみを目的とした5%以上の株主」のみを目的とした5%以上の株主」の除外	<p>【提案の具体的内容】                      廃棄物処理法における欠格要件の該当性を判断する必要がある役員等の範囲から、企業年金資金等の運用・管理を目的とした信託銀行(信託口、投資口などの「資金運用のみを目的とした5%以上の株主」を除外していただきたい。昨年度の規制改革要望に対し、「欠格要件の在り方について、慎重に専門的な検討をする」との回答があったので、その中で本要望について検討いただきたい。</p> <p>【提案理由】                      産業廃棄物処理業の許可および産業廃棄物処理施設の設置手続を行う場合、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主または出資額の100分の5以上に相当する出資をしている者の情報が改められている。また、その状況により変更があった場合には、都度、登記事項証明書添付し変更手続を行わなければならない。上場企業の場合、企業年金資金等の運用・管理を目的とした信託銀行(信託口、投資口等)等の法人株主が存在し、これらの株主の持分比率は株面によって変動するため、企業にとって非常に負担が大きい。日本の登記制度に対応していない海外の投資法人の状況に変動がある場合は、株面に代わる書類の翻訳まで求められる事がある。                      環境省発第1303299号「行政処分について(通知)」には、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主または出資額の100分の5以上に相当する出資をしている者は、廃棄物処理法における役員等に該当する蓋然性が高いとされているが、資金の運用管理を目的とした法人株主は区別すべきと考える。</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省	発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者を変更したときは、変更の日から10日以内に、都道府県知事に届けなければならないとされているが、廃棄物処理法施行規則の改正により、30日以内とすることとした。(平成29年4月28日公布、10月1日施行)	廃棄物処理法第14条の3第3項、廃棄物処理法施行規則第10条の10	検討を予定	<p>産業廃棄物処理業における欠格要件の該当性を判断する必要があることから、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者を変更したときは、変更の日から30日以内に、都道府県知事に届けなければならないとされています。欠格要件とは、法に従った適正な遂行を期待し得ない者を類型化して排除することを趣旨とするものです。欠格要件の対象者として、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者は、業務を執行する社員、取締役、執行役に準ずる者と同等以上の「支配力を有するものと認められる者」に該当する蓋然性が高いといえます。「支配力を有するものと認められる者」に該当する者は自然人に限られますが、法人格が全くの形態に過ぎないと認められる場合、又は法人格が法律の適用を回避するために濫用されているものと認められる場合においては、法人格を否認し、背後にある支配者をもって「支配力を有するものと認められる者」に該当する蓋然性がありますので、法人においても欠格要件の該当性を判断する必要があります。したがって、上場企業の資金の運用管理を目的とした法人株主であっても、上述の「支配力を有するものと認められる者」ではないと一律に判断することは困難であり、個別の案件に応じて、判断をする必要がありますので、変更したときは、変更の日から30日以内に、都道府県知事に届けなければならないとされています。                      平成29年2月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性(意見具申)」において、「法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」の該当性を明確化するべきではないか。」「欠格要件の在り方について、引き続き慎重に専門的な検討を行う。」との方向性を示されています。これらの指摘や改正廃棄物処理法の施行による事業者の実態を踏まえつつ、欠格要件の在り方について、慎重に専門的な検討をしてまいります。</p>	
300220015	30年2月20日	30年3月13日	30年3月30日	大気汚染防止法で定めている各種施設の使用、変更に係る届出書について、一つの施設が大気汚染防止法で定める複数の施設に該当する場合、複数の届出書を提出するのではなく、各届出書と同じ項目を統合し、合理化すべきである。	<p>【提案の具体的内容】                      大気汚染防止法で定めている各種施設の使用、変更に係る届出書について、一つの施設が大気汚染防止法で定める複数の施設に該当する場合、複数の届出書を提出するのではなく、各届出書と同じ項目を統合し、合理化すべきである。</p> <p>【提案理由】                      a.規制の現状                      一つの施設が、大気汚染防止法で定める複数の施設に該当する場合、施設の使用、変更の際にはそれぞれ届出書を提出する必要がある。大気汚染防止法では、ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設等の設置等を行う場合、届出書の提出を義務付けている。また、改正大気汚染防止法等の水銀大気排出規制に関する法令が2018年4月1日に施行されるのに伴い、水銀排出施設が、設置の際に届出書の提出を要する施設として追加された。                      b.要望理由                      例えば、「水銀排出施設設置(使用、変更)届出書」及び「ばい煙発生施設設置(使用、変更)届出書」では、設備仕様・能力など同じ項目が複数存在する。ボイラー施設の中には水銀排出施設とばい煙発生施設の両方に該当するものもあり、そのような書類を別々に提出することは業務上非効率である。ばい煙と水銀の届出書を併記することにより、届出書の統合は実現可能である。2017年3月に規制改革推進会議が取りまとめた「行政手続簡素化の3原則」の「同じ情報は一度だけの原則(フラスコナー原則)」および「書式・様式の統一、同じ目的又は同じ内容の申請・届出等について、可能な限り同じ様式で提出できるようにする」との趣旨を取り入れ、近似的な内容の届出書を極力統合すべきである。                      c.要望が実現した場合の具体的な効果                      行政手続の簡素化。</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省	<p>大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成27年法律第41号)による改正後の大気汚染防止法では、水銀等を大気中に排出する者は、水銀排出施設の設置等に関して、同法第18条の23第1項、第18条の24第1項及び第18条の25第1項の規定により、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令(平成28年環境省令第22号)による改正後の大気汚染防止法施行規則(以下「施行規則」という。)の様式第3の5(水銀排出施設設置(使用、変更)届出書)を都道府県知事に届けなければならないとされている。                      施行規則様式第3の5の別紙1～3(水銀排出施設の構造、水銀排出施設の使用の方法、水銀排出施設の処理の方法)については、同様式備考6のとおり、施行規則様式第2におけるばい煙発生施設の設置等の届出に係る受理書の写しを添付等する場合であって、都道府県知事等が別紙1～3の全部又は一部を添付することを要しないと認めるときは、別紙1～3の全部又は一部を省略することができるとしています。</p>	大気汚染防止法	現行制度下で対応可能	<p>水銀排出施設の設置等の届出とばい煙発生施設の設置等の届出の共通項目については、一定条件の下で省略することができることから、現行制度で対応済と考えます。</p>	
300220016	30年2月20日	30年3月13日	30年8月24日	フロン排出抑制法における簡易点検の点検頻度の見直し	<p>【提案の具体的内容】                      「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項(平成26年経済産業省・環境省告示第13号)」において規定している、第一種特定製品の簡易点検の頻度を、現行の「3月に1回以上」から「四半期(季節ごと)に1回」に見直しすべきである。例えば、1月～3月末、4月～6月末、7月～9月末、10月～12月末の各四半期(季節ごと)の間であれば、簡易点検をいつでも行ってよいこととすべきである。</p> <p>【提案理由】                      a.規制の現状                      管理者は、第一種特定製品の簡易点検を「3月に1回以上」の頻度で行う必要がある。                      b.要望理由                      「3月に1回以上」の頻度で簡易点検を行うために、他の各種設備の点検との兼ね合いにより前倒して簡易点検を行うことがある。その場合、簡易点検の頻度が、通常ならば年間4回以上といところ、年間5回以上となる場合がある。また、フロン類等対策小委員会 合同会議(第4回)の配布資料(資料1-1別紙 表中No.72)に明記されているとおり、簡易点検は、季節変化により外気温等の環境変化などによる影響を確認するために実施するものであり、四半期(季節ごと)に1回の点検頻度でも環境の確保および維持に支障はないものと考えられる。なお、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針(平成26年経済産業省・国土交通省・環境省告示第97号)によれば、中小事業者に過度の負担とならないよう配慮することとされている。                      c.要望が実現した場合の具体的な効果                      各種設備の点検・監視と同時実施できるケースが多くなり、事業者負担が軽減されることが想定される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省 環境省	<p>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(以下「フロン排出抑制法」という。)第16条に基づき定められた「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項(以下「判断基準」という)において、第一種特定製品の管理者は、管理第一種特定製品に係る点検義務が設けられており、簡易点検の頻度については3ヶ月に1回以上と定められています。                      (参考) 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項(平成26年経済産業省・環境省告示第13号) (抄)                      第二 1                      (1) 第一種特定製品の管理者は、3月に1回以上、管理第一種特定製品について簡易な点検(以下「簡易点検」という。)を行うこと。</p>	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第16条第1項 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項 第二 1	対応	<p>ご提案の「3ヶ月に1回以上」の点検頻度については、次回点検の起算日を翌月とするように、等間隔かつ四半期に一度程度の簡易点検義務が確保されることとなります。このため、フロン排出抑制法のQ&amp;Aについて、「簡易点検の次回点検起算日を翌月とする」の修正を行うことと対応し、その旨、都道府県経由で周知を行ってまいりますと考えます。                      冷凍空調機器の使用時における大規模な漏えいの発覚を受けて、国は平成25年にフロン排出抑制法を改正し、機器使用時のフロン漏えい防止を図るため、判断基準において、管理第一種特定製品に係る点検義務を定めています。                      そして、簡易点検の頻度については、外気温などの季節変動による影響を考慮する観点や、漏えいを生じさせる蓋然性が高い故障又はその徴候を早期に発見する観点から、3ヶ月に1回以上と定めています。                      従って、ご指摘のように「四半期に一度」の点検とした場合、管理者にとっての基準があいまいとなる事や、例えば第4四半期の4月と第3四半期の9月に点検を行うことが許容されることとなり、その場合、点検の間隔が6ヶ月程度空くことにより、季節変動による影響を確認できない恐れや、故障又はその徴候の発見が遅れる恐れがあるため、適切でないと考えております。一方で、次回点検の起算日を翌月とすることで、等間隔かつ四半期に一度程度の簡易点検義務が確保されることとなりますので、Q&amp;Aの改正で対応させていただきます。</p>	

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300220017	30年2月20日	30年3月13日	30年8月24日	フロン類に関わる第一種特定製品の定期点検実施者に必要とされる資格・講習の新設	<p>【提案の具体的内容】 第一種特定製品の定期点検を行うために必要な資格および講習は内容が過剰であり、負担が大きいため、点検に必要な知見のみを担保する簡易な資格(仮称:冷媒フロン類点検主任者)を新設し、この資格を取得すれば定期点検の資格要件(十分な知見を有する者)を満たしているものと認めるべきである。または点検に必要な知見のみを習得する講習を新設すべきである。</p> <p>【提案理由】 規制の現状 第一種特定製品の定期点検の資格要件(十分な知見を有する者)は、以下の3つの条件のいずれかを満たすこととされている。                      ①冷媒フロン類取扱技術者                      ②一定の資格等(高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械)など)を有し、かつ、点検に必要な知識等を習得するための講習を受講した者                      ③十分な実務経験を有し、かつ、点検に必要な知識等を習得するための講習を受講した者</p> <p>b.要望理由 第一種特定製品については、専門知識を有する者が定期点検を行い、漏えい発見時は可能な限り速やかに漏えい箇所を特定し、必要な措置を実施しなければならない。しかし、規則「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項」では、必ずしも点検者が点検時に修繕、回収、充填を行うことを求めておらず、機器メーカーなどがそれらの作業を行っているため、点検者は、点検を行い、漏えいを発見した際は設備を停止するなど漏えいを最小限に抑制する応急処置を講ずるための知識があれば、定期点検を行うことが可能である。したがって、点検とその後に問題等が発生した場合の作業である修繕、回収、充填は独立しており、別の者が対応しても問題はないといえるにもかかわらず、上記「規制の現状」のうち②、③において、「点検に必要な知識等を習得するための講習」には、充填や回収等に関する知識の取得も含まれており、点検のみを実施したい事業者にとっては過剰であり、負担となっている。                      c.要望が実現した場合の具体的な効果                      ・資格取得が容易になることにより社内には資格者(点検従事者)が増えるため、より多くの人材の活躍が可能になる。                      ・設備停止を伴う点検を自社で実施することが可能になり、スケジュールの自由度が増すため、生産への影響を最小限に抑えることができる。                      ・点検業務委託費用の削減につながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省 環境省	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(以下「フロン排出抑制法」という。)第16条に基づき定められた「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項」において、フロン類が漏えいした場合の環境影響が大きい一定規模以上の第一種特定製品を対象として、1年又は3年に1回以上の定期点検が義務づけられています。定期点検を行うに当たっては、機器の構造や漏えい診断方法などについて「十分な知見を有する者」が、自ら実施する又は立ち会うことが義務づけられています。 知見の有無を外形的に判断することができるよう、環境省及び経済産業省が作成した「講習の確認申請要領」において、「十分な知見を有する者」に当たる者の水準の例として、例えば、定期点検に関しては、①冷媒フロン類取扱技術者、②一定の資格等を有し、かつ、点検に必要な知識等の習得を伴う講習を受講した者、③十分な実務経験を有し、かつ、点検に必要な知識等の習得を伴う講習を受講した者という3区分を示しています。	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第16条第1項 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項 第二 2	検討を予定	ご提案について、第一種特定製品の定期点検を行うにあたっては、漏えい又は故障の有無を善策に発見するとともに、仮に漏えいを発見した場合は、漏えい原因及びその後の対処方法(修繕、回収、充填)を判断した上で、漏えいを防ぐための適切な応急処置を、可及的速やかに講ずることが求められるため、機器の修繕、フロン類の回収・充填等の知識も保有していることが必要不可欠であると考えています。 一方、ご意見を踏まえて、定期点検を行うにあたって要する「十分な知見」の内容の妥当性や、点検のみの簡易な資格を設置する可能性について、今後、産業構造審議会製造業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策ワーキンググループ 中央環境審議会 地球環境部会 フロン類等対策小委員会 合同会議で実施している中下流対策のフォローアップにおいて、検討を行ってまいります。	
300227001	30年2月27日	30年3月26日	30年4月20日	省エネ法、温暖化防止条例に基づく届出の一元化推進	<p>【提案の具体的内容】 省エネ法の定期報告と地方自治体の温暖化防止条例で求められる報告について、「同じ情報は一度だけの原簿(ワンス・オンリー原則)」等、「規制改革推進に関する第1次答申～明日への扉を開く～」(2017年5月、規制改革推進会議)に示された行政手続コスト削減の方針に則り、文書の様式・記載項目・届出先の一元化に向けた必要な措置を講じるべきである。</p> <p>【提案理由】 省エネ法は毎年度、特定事業者に対し中長期的な計画書および定期の報告書を提出し、主務大臣に提出することを義務付けている。一方、各地方自治体も地球温暖化防止条例等を制定し、事業者に対して地球温暖化対策等に関する計画書および報告書の提出を義務付けている。 経済産業省は「行政手続コスト削減のための基本計画」において省エネ法定期報告の電子化に関する検討を行うことを掲げる一方、地方自治体への報告との重複については言及していない。 省エネ法に基づく定期報告と地球温暖化防止条例等に基づく報告に記載する事項はほぼ同一であるにもかかわらず、書式が統一されていないため、広域で事業を展開する事業者は、主務大臣および各地方自治体へ提出する文書を作成するための膨大な事務作業を強いられている。ワンス・オンリーの徹底と書式・様式の統一に向けた必要な措置を講じるべきである。 国の地方自治体への関与は自治体の自主性及び自立性に配慮しなければならない原則があるとはいえ、「規制改革推進に関する第1次答申」において「地方自治体の行政手続については、地方自治体の理解と協力を得つつ、取組を進める」と記載されている以上は、自治体の理解・協力を得るための最大限の取り組みを行っていただきたい。 省エネ法定期報告と地方自治体の温暖化防止条例等における報告の文書様式や記載項目、届出先の統一が進めば、事業者の事務コストが大幅に削減され、生産性の向上や、実質的な温暖化対策に割くことのできるリソースの増加、また効率的な行政の実現にも資することが期待される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省 環境省	省エネ法における定期報告は、事業者によるエネルギーの使用量の改善を目的として、法第15条に基づき、年度のエネルギー使用量が1,500M以上(原油換算)である事業者等に対して、毎年度7月末までに定期報告書の提出を義務付けているものである。 具体的には、エネルギーの使用量、エネルギー使用効率(エネルギー消費原単位)、事業者等の取り組むべき省エネ対策(エネルギー消費設備の設置改修の状況など)の遵守状況といった、事業者の省エネ取組状況を把握する上で最低限の事項を求めています。 定期報告の結果、事業者の省エネ取組状況が不十分と認められる場合には、法に基づき立入検査や報告取等を実施した上で、法に基づく指導等を実施しています。 一方、各地方自治体も地球温暖化防止条例等を制定し、事業者に対して地球温暖化対策等に関する計画書および報告書の提出を義務付けています。 両制度に基づく報告項目については、各地方自治体が独自の取り組みを実施する観点から様々な報告を求めているため、重複項目の有無は地方自治体ごと異なっていると認識しています。	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第14条、第15条 エネルギー使用の合理化に関する法律施行規則第15条、第17条 地方自治体における地球温暖化防止条例等	検討し着手	本提案については、事業者の行政コストを簡素化する観点から、現在、内閣府の「規制改革推進会議」における「行政手続部会」において検討を進めています。引き続き、環境省・経済産業省の両省で連携して取り組んでまいります。	

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に審査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300227002	30年2月27日	30年3月26日	30年4月20日	火力発電所をリブレースする場合の環境影響評価手続の合理化	<p>【提案の具体的内容】 環境影響が限定的な火力発電所のリブレースについて、「発電所の設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議 中間報告」(以下、「中間報告」)で示された取組みの実施状況やこれまでのアセス手続きでの実績等を踏まえて、次のアセス改正後捗時においては、アセス手続きの合理化による期間短縮について議論して頂きたい。</p> <p>【提案理由】 中間報告で定義された「改善リブレース」事業については、従来の環境アセスメント手続の質は維持しつつ、「火力発電所リブレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」)の適用による調査・予測手法の合理化、審査プロセス等における国、自治体、事業者の運用改善等により、アセス期間の短縮を図ることとしている。 既存の火力発電所については、これまで多数の法アセス手続が実施され、供用に当たって地元と環境保全協定等を締結するなど、事業者は着実に環境保全措置を講じて地域との信頼関係構築等を図り、長年にわたって環境保全に万全を期している。改善リブレースは、これを背景に事業者が地域特性を十分把握した中で事業計画であるため、配慮書手続を行う意義は乏しい。加えて、ガイドラインの適用や先行事例の参照により、事業特性、地域特性を踏まえた調査・予測、評価手法を選定することができるため、方法書手続も省略することが可能である。 現状でも、国、自治体、事業者の運用改善によって審査期間の短縮が図られているが、審査遅延リスクを考慮すると事業者は法定期間を見積もって資金計画や設備の製作等の事業計画を立てざるを得ず、審査期間の短縮が本工事開始時期の前倒しに至らない可能性もある。 平成28年度の規制改革要望(受付番号No.291104007)に対し、政府は「『今後の環境影響評価制度の在り方について(答申)』を踏まえ、運用上の取組によって最大限期間を短縮することに対応しています」と回答した。しかし、上記取組に対するパブリックにおいてはアセス手続期間短縮に関する多数の意見が寄せられている。また、中間報告においても、「今後適用する取組について、環境省及び経済省で連携して適宜フォローアップを行う」とされている。国、自治体、事業者の運用改善による審査期間の短縮やリブレースアセスの実績等を踏まえ、今回のアセス改正後捗時においては、アセス手続の合理化による期間短縮について議論をして頂きたい。 アセス手続期間が短縮され、かつ、工事着手時期の予見性が高まることにより、事業者が改善リブレースを積極的に選択するようになれば、古い発電所の更新が促進され、環境の改善につながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省 環境省	出力が15kW以上である発電設備の新設を伴う火力発電所の変更(リブレース)の工事の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境に及ぼす影響について調査・予測・評価及び環境保全措置の検討を行うとともに、一般・関係自治体・国への意見聴取等の手続を行うこととしています。	環境影響評価法	現行制度下で対応可能	<p>次回アセス法改正については、今後、審議会等の議論を経て検討して参りますが、いずれにせよ、配慮書・方法書手続の省略可否の検討にあたっては、まずは事例の蓄積が必要と考えます。リブレースガイドラインによる調査・予測手法の合理化を図っている事例として現時点で2事例が事例られておりますので、今後、これらの検証を行ってまいります。なお、そのような場合は、長期停止していた既設発電施設のリブレース案件です。このような場合、停止中の環境影響と比較すると、リブレースにより環境影響が増加するケースもありますので、そういった点も考慮して検討を進める必要があると考えます。 その上で、当面は、「今後の環境影響評価制度の在り方について(答申)」(平成22年2月22日中央環境審議会)において、「ベスト・追求型の観点も踏まえ、方法書における評価項目の絞り込みを通じた環境影響評価に要する期間の短縮等、弾力的な運用で対応することが必要」とされたことを踏まえ、運用上の取組によって、最大限期間を短縮することが有益と考えます。具体的には、火力発電所のリブレースのうち、最新設備への更新により温室効果ガス・大気汚染物質・水質汚濁物質の排出量及び温排水排出量の低減が図られ、かつ、対象事業実施区域が既存の発電所の敷地内に限定されるなど、土地改変等による環境影響が限定的となり得る事業については、環境省が作成している「火力発電所リブレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」について活用することにより、調査・予測・評価に係る期間を1年程度短縮することが可能です。また、国の審査期間を短縮したり、自治体にも審査期間の短縮を求めるとしています。 このように事業者・国・自治体が一体で取り組むことにより、これまで3年程度要していた手続を最長1年強まで短縮することを日本再興戦略に盛り込み、平成25年6月14日に閣議決定していますので、引き続き事業者の皆様とともに、この取組を着実に実施して参りたいと考えております。</p>	△
300301001	30年3月1日	30年5月24日	30年6月15日	住宅宿泊事業法の届出住宅についての水質汚濁防止法での届出の必要性について	<p>○環境省の30年1月31日付けの通知では「住宅宿泊事業法の届出住宅は法改正なしに、水質汚濁防止法施行令第66の3旅館業の用に供する施設に該当するため、水質汚濁防止法等に基づく届出が必要」とあるが、今回の住宅宿泊事業法の趣旨から逸脱しているのではないかと、理由:1 施行令第66の3の施設は、「旅館業(旅館業法第2条第1項に規定するもの(下宿営業を除く。))をいう」施設とある。旅館業法第2条第1項は「旅館業とは旅館・ホテル営業、簡易宿泊所営業及び下宿営業をいう。」とあるが、住宅宿泊事業法の届出住宅はどれも該当していない。 2 水質汚濁防止法の趣旨からいっても、今回の届出住宅の排水の水質汚濁は、旅館業の施設からの汚濁の2分の1以下(届出日数制限があるため)であり、また、原則、排水は浄化槽で処理されており環境影響は少ない。 3 建築基準法においても、届出住宅は旅館でなく、住宅、長屋等に含まれるため、排水を処理する浄化槽も旅館用ではない。 以上のことから、水質汚濁防止法施行令第66の3号は、「旅館業(旅館業法第2条第1項に規定するもの)の施設との明確な記載があり、今回の住宅宿泊事業法の届出住宅が特定施設に該当するかの判断は、解釈のみの通知でなく、「規定」によって判断すべき。したがって、住宅宿泊事業法の届出住宅は水質汚濁防止法の特定施設には該当せず、届出等の必要はないのではないかと、</p>	個人	環境省	<p>○厚生労働省によれば、旅館業法における「旅館業」とは、「施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業」をいい、旅館業法においては旅館業を行うとする者は、都道府県知事(保健所設置市又は特別区にあっては市長又は区長)の許可を受けなければならないこととしています。また、観光庁及び厚生労働省によれば、住宅宿泊事業法の住宅宿泊事業については、住宅宿泊事業法第3条第1項の規定により、住宅宿泊事業の届出をした者は、旅館業法上の許可を得ずに住宅宿泊事業を営めることとされています。住宅宿泊事業法の住宅宿泊事業も、旅館業法における「施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業」であることには変わりはないため、営業形態としては旅館業(旅館業法第2条第1項に定める旅館業)に該当します。 ○水質汚濁防止法では、事業活動に伴い水質汚濁の原因となり得る汚水又は廃液を排出する施設を特定施設として定めており、事業場から公共水域に排水する者は特定施設を設置しようとするときは、事業場の名称、所在地、特定施設の種類の等を都道府県知事等に対して届け出なければならない等とされています。旅館業については、水質汚濁防止法施行令第66号の3において、旅館業法第2条第1項に規定する旅館業(下宿営業を除く)の用に供する施設であつて、ちゅう房施設、洗濯施設又は入浴施設が特定施設とされています。なお、この規定は、施設の一部が住宅として使用されているか否かや当該施設の実際の営業期間にかかわらず従来から旅館業に対して適用されております。</p>	水質汚濁防止法第5条、第6条 水質汚濁防止法施行令第66号の3	対応不可	<p>住宅宿泊事業は事業活動であり、かつ営業形態としては旅館業法に定める旅館業に該当する以上、住宅宿泊事業の用に供される施設にして、水質汚濁防止法施行令で定める特定施設に該当する可能性があることから、平成30年1月31日付けの環境省通知では、この旨を明確にしたものです。 また、現行の水質汚濁防止法においても、旅館業に係る特定施設は住宅としての使用の有無や営業日数に応じて該非が区別されているものではないこと、住宅宿泊事業の用に供される施設からの排水の汚濁負荷は従来から特定施設に該当している旅館業に係る特定施設からの排水の汚濁負荷を下回ることは高い切れないことなどから、住宅宿泊事業の用に供される施設を水質汚濁防止法の特定施設から除外することは適当ではないと考えております。 なお、住宅宿泊事業法は、民泊の活用を図るとともに、安全面・衛生面の確保、地域住民等とのトラブル防止に留意したルールづくり、旅館業法の許可を得ずに実施されている民泊の是正を図ることを趣旨としており、水質汚濁防止法において従来から旅館業法上の許可を得て営業している旅館業と同等の措置を民泊に対して水質汚濁防止法において求めることは、住宅宿泊事業法の趣旨に特段反しないと考えております。</p>	◎

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300318004	30年3月18日	30年4月17日	30年5月15日	化審法の新規化学物質事前審査に係る試験データの共有	<p>■要望内容 化審法の新規化学物質事前審査に必要な試験データを政府が買い取るなど、輸入・製造者が共有できる仕組みを構築すべき。</p> <p>■要望理由 a)規制の現状 新規化学物質事前審査の届出において、先発者の届出が確認されてから5年間は名称が公示されないため、後発者は先発者と同様の試験を時間と費用をかけて行わなければならない。当該化学物質を用いた製造事業者(ユーザー)は、これら複数の製造・輸入事業者(サプライヤー)による試験費用を間接的に全て負担することとなり、また、後発者の届出が政府の確認を受けるまでの期間、ユーザーは供給不足により事業の機会損失を受けるため、国際競争力低下の要因となっている。</p> <p>b)要望理由 EU及びスイスでは、特に脊椎動物試験については、届出者間で費用と交換でデータを共有し、重複試験を回避することが義務付けられている。 一方、日本では先発者(サプライヤー)の事業利益保護が重要視されているため動物試験が重複して実施される上、当該化学物質の普及が遅れ、国際競争力低下の要因となっている。 近年QSARの導入やOEODで他国の審査結果の取り入れも実施されていることから、日本においても政府が試験データを買い取るなど、輸入・製造者が共有できる仕組みを構築し、生物保護及び経済成長を目指すべき。 c)要望が実現した場合の効果 審査の効率化による行政手続きコストの削減。 重複試験の回避による期間・費用の効率化、動物保護。 複数事業者からの安定供給による事業規模の拡大ひいては競争力強化への寄与。</p>	(一社)電子情報技術産業協会	厚生労働省 経済産業省 環境省	<p>化審法は、新規化学物質を製造・輸入しようとする事業者に対し、上市前に安全性に関するデータを国に提出することを求めています。</p> <p>国は提出された安全性データを審査し、安全と判断した新規化学物質については、その名称を五年間秘匿した上、五年後から公示することとしています。</p>	化審法第三条第1項、第四条第5項	対応不可	<p>・①新規の化学物質について事業者に対して安全性データを要求すること及び②データ取得のために費用負担を行った事業者の先行者利益を守ることについては、欧州(REACH)も、“No Data No Market”と言われるように、我が国(化審法)と思想を同じくしています。</p> <p>・しかしながら、化審法は、REACHにくらべて、安全性データの共有は図られるべきとの考えの下、情報の秘匿は五年のみとし、それ以降は物質名称を公示することで、先行者以外が製造・輸入することを可能としています。したがって、先行者利益が無期限に守られているREACHにくらべれば、要望者の主張する重複試験の回避は制度上確保されていると認識しております。</p> <p>・また、このような先行者利益と重複試験の回避とのバランスに鑑みれば、例え有償であっても事業者の意思に関わらず即座に公開する制度とするのではなく、法令に基づいて五年間の秘匿期間のうちに公開する現行の対応を維持することが適切と考えております。</p> <p>・なお、五年間の秘匿期間内であっても、企業間で個別に安全性データを売買することを化審法は妨げていません。</p>	